

第 5 9 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 7 年 1 月 2 6 日 (月)

午後 1 3 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

菊池昭吾委員, 横尾昇剛委員, 岡田豊子委員, 森本章倫委員,
安藤英夫委員, 森岡正行委員 (6名/8名)

2 号 委 員

増淵一基委員, 郷間康久委員,
今井恭男委員, 綱河秀二委員 (4名)

3 号 委 員

伊藤浩委員(栃木県農政部河内農業振興事務所長)

代理出席

3 号 委 員

佐藤俊明委員(栃木県宇都宮土木事務所長)

(代理出席者:竹中 弘幸)

福原 泉委員(栃木県警察本部交通部交通規制課長)

(代理出席者:赤荻 優)

(計13名)

欠席委員

高橋晃委員, 小野口睦子委員 (2名)

出席幹事

羽石潔幹事, 宇梶嘉修幹事, 平手義章幹事,
鈴木孝美幹事(代理出席者:渡辺 美紀), 黒須孝宏幹事,
高橋功幹事, 飯塚由貴雄幹事 (7名)

(臨時幹事)

篠原豊幹事(廃棄物施設課長)

平出政美幹事(建築指導課長) (2名)

(関係者)

北川貴之氏(栃木県都市計画課主査)

松本恭一氏(栃木県総合スポーツゾーン整備室室長補佐(統括))

駒場洋明氏(栃木県総合スポーツゾーン整備室係長)

(3名)

事務局

松本朝行書記, 牧口次利書記,

金田昌幸書記, 中山利之書記 (4名)

松本書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
す。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させて頂きます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ① 第59回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ② 議案書

議案第1号、議案第2号、議案第3号

- ③ 説明資料

議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」と

議案第2号「宇都宮都市計画特別用途地区の変更」を併せ

まして A3版 説明資料1と説明資料2

議案第3号「宇都宮市景観計画の変更について」

A3版 説明資料3

A4版 参考資料1、参考資料2、参考資料3

- ④ 宇都宮市都市計画審議会委員名簿

以上の資料となっております。

不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

(臨時幹事紹介)
松本書記

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介致します。

松本書記

環境部廃棄物施設課長の篠原課長です。

篠原臨時幹事

廃棄物施設課長の篠原です。

松本書記

都市整備部建築指導課の平出課長です。

平出臨時幹事

建築指導課長の平出です。

(関係者紹介)
松本書記

また、本日は、「宇都宮市都市計画審議会条例第7条」に基づきまして、栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室及び都市計

<p>(関係者紹介) 松本書記</p>	<p>画課より、議案第1号の関係者と致しましてご出席して頂いておりますので、紹介致します。</p> <p>栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室の松本室長補佐です。</p>
<p>県GSZ整備室 松本室長補佐</p>	<p>栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室の松本です。</p>
<p>松本書記</p>	<p>栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室の駒場係長です。</p>
<p>県GSZ整備室 駒場係長</p>	<p>栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室の駒場です。</p>
<p>松本書記</p>	<p>栃木県県土整備部都市計画課の北川主査です。</p>
<p>県都市計画課 北川主査</p>	<p>栃木県県土整備部都市計画課の北川です。</p>
<p>松本書記</p>	<p>よろしく願い致します。</p>
<p>1. 開会 松本書記</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、只今から「第59回宇都宮市都市計画審議会」を開催致します。</p> <p>森本会長、進行をよろしく願いします。</p>
<p>2. 挨拶 (議長挨拶) 森本議長</p>	<p>それでは、只今より、</p> <p>第59回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。</p> <p>開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>先日、都市計画学会に参加致しました。</p> <p>2月20日に全国市長会が主催するコンパクトシティをテーマとする講演会があるということで、その講演会に宇都宮市の佐藤市長にご講演頂くように手続きをされておりました。</p> <p>通常、2月のシンポジウムというのは、参加者が集まりにくいにもかかわらず、1月中に募集枠が満席となってしまうまして、主催者側も</p>

森本議長

非常に驚いている様子でした。

そういった意味では、本市のコンパクトシティ政策が全国的に、注目されているような気が致します。

コンパクトシティのみならず、都市計画行政は厳しい状況にあります。そんな中ではありますが、皆様の活発なご審議のほどよろしく願いします。

(会議の成立)

それでは、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

森本議長

牧口書記

はい、議長、本日の会議でございますが、現在出席委員は、13名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告致します。

(会議の公開、
傍聴者の有無)

次に、会議の公開及び傍聴者数の報告を致します。

牧口書記

本日の会議については、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませんので公開となります。

また、傍聴者は1名でございます。

(議事録署名
委員の指名)

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員と致しまして、

森本議長

菊池 昭吾(きくち しょうご)委員と

森岡 正行(もりおか まさゆき)委員の

両名をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(付議案件)

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。

森本議長

本日の議題と致しまして、議案は3件となります。

この議案につきましては、平成27年1月9日付、

宮都第490号、491号、492号にて市長から諮問がなされております。

森本議長

議案第1号につきましては、

「宇都宮都市計画公園の変更」

6・5・001号栃木県総合運動公園

議案第2号につきましては、

森本議長

「宇都宮都市計画特別用途地区の変更」

栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区
議案第3号につきましては、

「宇都宮市景観計画の変更について」

景観形成重点地区(雀宮駅周辺地区)の変更
に関する議案でございます。

審議の進め方と致しまして、栃木県総合運動公園に関連する「議案第1号」と「議案第2号」について、一括審議を行った後、「議案第3号」を審議したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

(傍聴者対応)

また、審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。

森本議長

お手元の「傍聴要領」の記載内容をお守り頂きますようお願い致します。

3. 議事

それでは、議事に入ります。

森本議長

議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」と

(議案第1号、
第2号の説明)

議案第2号「宇都宮都市計画特別用途地区の変更」について、事務局より説明をお願いします。

飯塚幹事

それでは、ご説明致します。

それでは、お手元の資料に基づいてご説明致します。

議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」と議案第2号「宇都宮都市計画特別用途地区の変更」につきまして一括してご説明致します。

お手元の議案第1号

「宇都宮都市計画公園の変更6・5・001号栃木県総合運動公園」をご覧下さい。

本議案は、栃木県決定の都市計画でありますので、栃木県より宇都宮市あてに都市計画の変更について意見の照会がなされたものでございます。

まず、議案第1号の1ページをお開き下さい。

今回変更しようとする「6・5・001号 栃木県総合運動公園」の変更後の計画書であります。表中の左から、種別、名称、位置、面積、備考を記載しております。変更の理由であります。最下段にありますように、「スポーツ・レクリエーション拠点として、隣接するうつのみや競馬場跡地などと一体的となった総合スポーツゾーンの整備を図るため、本案のとおり変更するもの」でございます。詳細につきましては、後ほど分かりやすい「説明資料1」によりご説明させていただきます。

次に2ページをお開き下さい。

こちらは「栃木県総合運動公園」の新旧対照表でございます。上の表が変更後で、下の表が変更前となっております。名称番号が6・5・001号から6・6・001号へ、面積が約44.0haから約71.1haへ拡張するものです。

次に3ページをお開き下さい。

こちらは「総括図」でございます。現在の公園区域が緑で着色した区域であり、図中の赤の実線が、今回の都市計画の変更を予定している「栃木県総合運動公園」の位置を示しております。

続きまして4ページをお開き下さい。

こちらは「栃木県総合運動公園の計画図」でございます。赤の実線で囲んだ箇所が変更を予定している区域を示しております。

次に5ページをお開き下さい。

こちらは「栃木県総合運動公園の新旧対照図」でございます。ピンク色で着色されている箇所が今回追加を予定している区域で、黄色で着色されている箇所は、道路などの拡幅により、公園区域から外すことを予定している箇所を示しております。

続きまして、議案第2号「宇都宮都市計画特別用途地区の変更 栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区」についてご説明致します。

議案第2号の1ページをお開き下さい。

今回変更する宇都宮都市計画特別用途地区の計画書となっております。特別用途地区については、既に問屋町特別業務地区が定められていますので、これに栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区を追加するものであります。表中の左から、種類、面積、備考を記載しております。変更の理由であります。最下段にあります

ように、「周辺地域の住環境に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション拠点の形成を図るため本案のとおり変更する」ものであります。詳細につきましては、後ほど分かりやすい「説明資料1」によりご説明させていただきます。

次に2ページをお開き下さい。こちらは「変更対照表」でございます。上の表が変更後、下の表が変更前になります。太字で記載してありますように、栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区として地区を追加致しまして、公園面積と同じ約71.1haにおきまして、右の欄ですが、1の観覧場と2の公園施設の建築物が建てられるよう、制限の緩和を行うものです。

続きまして3ページをお開き下さい。こちらは「総括図」でございます。図中の赤の実線が「栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区」の位置を示しており、こちらの箇所が、今回、新たに特別用途地区を設定する箇所となります。議案第1号の変更する公園区域と同じ区域となります。

次に4ページをお開き下さい。こちらは「計画図」でございます。赤の実線で囲んだ箇所が新たに特別用途地区を設定する区域になります。

以上が「議案第1号」と「議案第2号」の説明となります。

詳細につきましては、お手元のA3版の「説明資料1」をご覧頂きながら、説明させて頂きたいと思っております。

左上の「1. 栃木県総合運動公園の現況」についてであります。都市計画公園6・5・001号栃木県総合運動公園は、都市計画道路3・3・104号外環状線に接し、東は1.6kmで都市計画道路3・4・107号宇都宮東京線に、西は1.4kmで都市計画道路3・4・1号宇都宮栃木線に連絡、東武宇都宮線西川田駅から東へ0.6kmに位置しており、隣接地に元うつのみや競馬場、元運転免許試験場などの県有地が存在しております。

左下に当地区の位置を示した総括図を記載しております。赤の実線で示した箇所が今回都市計画の変更を予定している箇所でございます。

用途地域は、第1種住居地域及び準住居地域に指定しており、周辺は、戸建住宅や集合住宅などを中心とした住居系の土地利用

が行われております。

また、栃木県総合運動公園は、昭和23年に都市計画決定され、区域面積や名称などについて6回の変更を経て現在に至っております。

長年にわたり、栃木県のスポーツの拠点としての役割を担ってきた栃木県総合運動公園内の各種施設は、昭和55年の「栃の葉国体」開催にあわせて整備され、開催から30年以上が経過した現在、老朽化や耐震性などの問題が生じています。

なお、既存の各種施設が建築された当時、用途地域が住居地域に指定されており、当時の住居地域には、床面積に上限なく、運動施設の建築が可能でありました。

また、観客席は運動施設の付帯施設として位置づけており、当時、観覧場として扱わなかったため建築できたものであります。

次に、資料右側をご覧ください。

「2. 上位計画などにおける位置づけ」についてであります。宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針におきまして、当公園が位置する西川田地区は、「スポーツ・レクリエーション拠点」に位置付けられており、栃木県総合運動公園と隣接するうつのみや競馬場跡地を活用した新たな地域の顔として、利用者の利便性の向上に努めることとしており、宇都宮市都市計画マスタープランにおきましては、うつのみや競馬場跡地について、隣接する栃木県総合運動公園との連携を考慮した機能導入を促進し、新たな地域の顔となるスポーツ・レクリエーション拠点の形成に努めることとしております。

また、昨年1月に策定されました総合スポーツゾーン全体構想では、栃木県におきまして、うつのみや競馬場跡地などの未利用地の有効活用や、公園内の運動施設の更なる機能の向上、プロスポーツを含めたトップアスリートに対する支援などの観点から、「県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点」を基本コンセプトに、当地区を「総合スポーツゾーン」として位置づけ、さらなるスポーツの振興を図ることとしております。

次に、「3. 変更の理由」についてであります。総合スポーツゾーンの実現に向け、隣接するうつのみや競馬場跡地などと一体となった整備を進めるため、宇都宮都市計画公園の区域の拡張を行うものであります。また、栃木県におきまして、観覧場を有する運動施設など

の建築を予定しておりますが、現在の用途地域ではそれらの施設が制限されていることから、周辺地域の住環境に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション拠点の形成にふさわしい一定の施設について、用途制限を緩和する特別用途地区として、栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区を定め、宇都宮都市計画特別用途地区の変更を行うものであります。

具体的には、対象地のほとんどは、下の表のように、第1種住居地域となっており、観覧場は建築できず、公園施設は床面積3,000㎡の規模まで建てることができます。

ページをめくって頂きまして、先に3ページをご覧ください。

左下の用途地域図と、その右側の総合スポーツゾーン全体構想施設計画図をご覧ください。建設予定の主な運動施設を示しております。新スタジアムは観客席25,000席程度、新武道館は観客席1,500席程度、新体育館は観覧席5,000席程度、屋内水泳場は観客席2,000席程度の規模を予定しております。運動施設の建築を予定している箇所の全てが第一種住居地域となっております。

2ページにお戻り下さい。

「4. 都市計画の変更」についてであります。左側をご覧ください。

まず「宇都宮都市計画公園」の変更についてご説明致します。現栃木県総合運動公園の区域に公園に隣接するうつのみや競馬場跡地などの県有地の区域を追加致します。これにより、公園面積が約71.1haとなりますことから、名称を6・6・001号栃木県総合運動公園に変更致します。都市計画公園の名称のうち、最初の6は運動公園を示しており、真ん中の6は規模、最後の3ケタは通し番号となっております。現在の公園区域は44haで50ha未満ですので、6・5・001号と真ん中が5となりますが、変更により50haを超えますので、6・6・001号と名称番号も変更となります。

左下は「計画図」でございます。右下は「新旧対照図」でございます。先ほどの議案書と同じです。

次に、2ページ右上をご覧ください。

「宇都宮都市計画特別用途地区」の変更内容についてご説明致します。宇都宮都市計画特別用途地区に指定されている問屋町特

別業務地区に加え、当地区を栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区に指定し、運動施設に附帯する観覧場と公園施設に限りまして、建築基準法第48条による用途地域の制限を緩和致します。

下の表をご覧ください。

先ほど説明したように建設予定の観覧場などは、第一種住居地域にありますので、新しく建てることができません。そこで、この特別用途地区71.1haの指定によりまして、内容のところですが、次に掲げる建築物について、用途地域の制限を緩和するもので、それは、1観覧場、2公園施設のみであります。区域区分をAゾーンからDゾーンに分けております。左下に「計画図」を示しており、公園区域と同じ区域である赤の実線が当該特別用途地区であります。

3ページをお開き下さい。

左上は、都市計画公園の変更前区域でございます。青の実線で囲んだ箇所が変更前区域を示しております。次に右上に特別用途地区に係る「区域図」でございます。緑色の箇所がAゾーン、青色の箇所がBゾーン、黄色の箇所がCゾーン、赤色の箇所がDゾーンを示しております。区域を4つのゾーンに分けているのは、ゾーン毎に建築制限の緩和を行うためでございます。

特別用途地区については今回の変更と併せ、緩和条例を制定する必要があります。そのため、「宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例」および「同条例施行規則」につきまして、条例制定に向け、関係機関と協議を進めているところであります。

制定する規則の中で、観覧場及び公園施設についてはゾーン毎に図に記載している床面積の基準内で建築基準法第48条の制限の緩和を行うものでございます。

Aゾーンの区域内で計画されている施設の床面積についてご説明致しますと、新スタジアムが約40,000㎡でございます。これに、新武道館や硬式野球場などの面積を合わせますと、おおよそ90,000㎡弱となるため、床面積の基準を90,000㎡までと設定しております。同じく、Bゾーンについても、計画されている新体育館・屋内水泳場などの施設計画を基に、床面積の基準を40,000㎡までと設定しております。Cゾーン・Dゾーンにつきましては、主に駐車場を整備する区

域となるため、床面積の基準を3,000㎡までと設定しております。

この建築制限緩和条例の施行につきましては、都市計画変更の告示日と同日を予定しております。

以上が「説明資料1」による都市計画変更内容の説明となります。続きまして、地元や市民への広報について、ご説明いたします。

総合スポーツゾーンにおける都市計画変更につきまして、地元住民の皆様を対象に昨年8月29日、9月2日、9月4日に説明会を実施致しました。

また、「広報うつのみや」や「県、市のホームページ」で周知し、縦覧を行いました。

都市計画法第16条に基づく「素案の縦覧」を昨年9月12日から9月26日まで実施しましたところ、縦覧者は3名で、意見申出書の提出は宇都宮都市計画公園の変更について1名、宇都宮都市計画特別用途地区について1名でありました。

公述の申出は宇都宮都市計画公園の変更について1名、宇都宮都市計画特別用途地区について1名でありました。そのため、昨年10月10日に公聴会を開催したところでありますが、傍聴者は1名、公述人は2名であり、公述の内容としましては、「主に周辺道路の混雑に対する懸念と道路整備に関する意見」でございました。

次に、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」を昨年12月12日から12月26日まで実施しましたところ、1名の方から意見書の提出がありました。この意見書の取り扱いについてであります。都市計画法第19条第2項の規定によりますと、「市町村は、都市計画の案を都市計画審議会に付議するときは、提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない」とされておりますので、説明資料2として、ここに意見書の要旨を提出し、その概要を説明するものでございます。この意見は、今回の特別用途地区の変更に直接関わるものではない、と我々事務局としましては認識しております。

また、県決定案件であります都市計画公園の区域の変更につきましても、決定権者である栃木県におきまして、この意見は、今回の公園区域の変更に直接関わるものではないとの認識であると伺っております。

それでは要旨をまとめておりますので、説明資料2の「宇都宮都市

飯塚幹事

計画特別用途地区の変更」に係る意見書の概要をご覧ください。意見の要旨としましては、「総合スポーツゾーンの整備にあわせて、本区域に指定廃棄物の処分場を誘致し、目の届くところで安全確実に長期保存することを提案する。」というものでございます。

具体的な提案としましては、処分場所は、住宅地からの距離が十分取れる位置として硬式野球場の上のテニスコート付近とすること。そして、その場所で地上に放射線を遮蔽した施設を設置し、その上に新スタジアムを建設することにより、アスリートや観客は日常的に被曝するわけではなく、地上に遮蔽施設を作ることにより地下水汚染の心配もなくなり、むしろ雨天時の排水も理想的な管理ができること。新スタジアムが移動することにより支障となるテニスコートやその上の新武道場などは競馬場跡地に移動すればよいこと。という意見であります。

なお、2ページ以降に意見書の原文をタイプ打ちしたものを添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上をもちまして、議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」と議案第2号「宇都宮都市計画特別用途地区の変更」の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い致します。

(質疑)

森本議長

事務局からの説明が終わりました。

意見書につきましては、今回の都市計画公園の区域の変更や特別用途地区の変更に関わる意見ではないと、事務局において認識していることを前提としまして、本議案について、委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

郷間委員

今回の変更については、非常に丁寧な説明で、資料も見やすくわかりやすかったのですが、競馬場跡地を活用するためのスタジアムを作る、という目的は分かるのですけれども、「総合スポーツゾーン」を新たに作るということは、本市にとっても非常に大きな絵姿、この西川田地区においても今までの総合運動公園という位置づけよりもかなり広域的なスポーツゾーンが整備される大きな目的に繋がっていくと思うのですが、それに向けて、競馬場跡地の西側の、西川田川付近の、

郷間委員

競馬場時代に駐車場として活用していたところがあり、この地域はかなり住宅が密集していますけれども、この駐車場跡地というのは、今後スポーツゾーンを形成していく上で、公聴会でもありましたように、車の渋滞（が懸念され）、駐車場として設けられている既存のCゾーン・Dゾーンだけで対応しきれない可能性もあるのかな、と思います。この従来使っていた西川田川付近の駐車場跡地を、このスポーツゾーンの計画にある程度取り入れた、何らかの改良した、付随の変更というのがあるのかどうか、その検討があったのか、または全く必要ではなくて、これは全くもって民間の動きに任せる、というエリアとして位置付けられているのか、この貴重な土地というか、住宅の張り付いていない土地、民地がこれだけあるというのは、スポーツゾーンの将来に向けて、何らかの方向性を考えることも一つの選択肢としてあると思うのですが、このあたりお聞きしたいのですが、お願いします。

飯塚幹事

西側の未利用地が計画になかったのかということですが、都市計画的な話でいいますと、一部の施設を緩和するという今まで建てられないものを建てられるようにするというものなので、今後の将来のために区域を広げたとき、必要ないものまで建てられる懸念があります。

県GSZ整備室
松本室長補佐

全体構想の中で、交通計画につきましては、周辺が住宅地ということで、まずは大前提として渋滞発生を回避するということから、駐車場につきましては、分散配置という考え方をしております。元第4駐車場につきましても、周辺に住宅地が密集しているということから、渋滞を助長してしまうという可能性がありまして、駐車場としての利用は想定していない、ということで整理をさせて頂いております。敷地内のこれらの施設（駐車場）がございまして、それらにつきましても同様の考え方で出来るだけ利用は少なくしていきたいという考え方で全体構想の中で示しているところでございます。

郷間委員

最後に確認なのですが、従来駐車場として使われていたところが、どのように開発が進むかどうかにについては民間の判断で、もしかするとスポーツゾーンがここに来るということでそれに関連する企業等がここに入って来たいとか、ここら辺は特に誘導する意識は特に持たず民間の動きにお任せするというので、スポーツゾーンには特に必要ないという考え方なのかを再確認したいのと、市の方で、計画上、あくまで観

郷間委員

覧場の建築上の緩和をしていかないと、施設そのものの機能は果たせないということは分かりましたので、今回の変更に関しては、主たる目的に合わせたものと私も理解しておりますけれども、あとは、民間任せで行ってしまってもいいのかな、と思ったものですから、何らかの定義づけなり行政側が誘導する方向というのがあるのかな、と思ったのです。全くこれは最終確認ですけど、駐車場が何に変わろうが、現都市計画法上の規定の中で動くのは、特に行政として関与しない、ということによろしいのでしょうか。

県 GSZ 整備室
駒場係長

元競馬場の西側は、一部宗教施設となっておりますが、こちらにつきましては県有地となっております。また、西川田川付近のところは、競馬場開催当時の元第4駐車場として、こちらもまた県有地となっております。そのため、民間開発の可能性は低いと思われま

郷間委員

分かりました。県有地であれば、県が何らかの形で、今後の方向性を見出すためには、その独自の判断は活かされるということですので何の心配もなさそうですね。

森岡委員

今も周辺の交通渋滞の話が縦覧のときから出ているようですし、今、聞いても説明がいまひとつのような気がするのですが、私はこのスポーツゾーンの全体計画には賛成ですが、その周辺の交通渋滞、あるいはサッカー場にしても25,000席というかなりの人数が行きますし、車で来るのか、公共交通を使うのか、別の手段で来るのか分かりませんが、かなりの人数が来るのだと思うのです。あわせて、体育館や野球場ができますよね。それも一時に人が集中するととも今でも駐車場が足りないだろうと見ているのですが、それをどういうふうに通

県 GSZ 整備室
駒場係長

問かせたいと思います。先ほどのご意見ですが、全体構想の中で交通計画ということを検討いたしました。ご懸念のとおり、25,000人規模の新スタジアムとその他にもいろいろな施設がございます。検討にあたりまして、全てのイベントに自家用車で来場するということを前提としますと大渋滞が発生することが想定されましたので、一つは平常時、もう一つは特異日というものに分けさせて頂きました。特異日といいますのは、J リ

県 GSZ 整備室
駒場係長

ーグの J1に昇格した場合ですが、平均動員客数が1万8千人程度になり、そういった場合には自家用車で乗り入れてしまいますと、かなりの渋滞が発生するということがございますので、特異日についての周辺駐車場の利用もなるべく制限いたしまして、公共交通だとか、シャトルバスといったものを利用して代用していただくという考えを整理したところです。平常時とは、テニスの大会や軟式野球の大会等になり、高校野球の決勝戦は相当の交通量がございますので、そういったものについては、特異日という整理が考えられますけれども、それ以外の日については、平常時という整理を致しまして、その中で宇都宮環状線からの乗り入れを想定いたしますと、道路の整備が必要になりますので、そういったものは進めていくことを考えています。なるべくその周辺の住宅地に渋滞が発生させることをなるべく抑制したいと考えております。

森岡委員

最後に十分に配慮をして頂いて、お願いしたいと思います。

それと合わせてですね、建物はこれだけのものができる訳ですよ。宇都宮市は景観条例を持っていますので、そういったものとの色彩・高さに配慮して、総合スポーツゾーン全体構想施設配置計画を見ますと、建物が敷地ぎりぎりにできますよね。新体育館や屋内水泳場などの建物をこれまで建てられなかったところに建てられるような緩和をする訳なので、敷地からの距離だとか、高さだとか、周辺は住居系土地利用ですから、そういったものとの整合にも十分配慮して頂いて、市にも景観の部署がありますので、公共が景観との整合に配慮しながらやっていますよ、というようなモデル的なものが貢献できればありがたいと思いますので、その辺も配慮して頂ければと思います。

森本議長

後半の部分はご意見ということでよろしいでしょうか。

総合スポーツゾーンに関しての交通計画は長年の懸案でありましたので、私も解析をお手伝いした関係上、実情も知っておりますが、ぜひとも、先ほど説明があったような、年間9割くらいを占める平常時は車をお使いになれますが、1割程度の特異日については、公共交通やシャトルバス、鉄道を使って対応していこうという計画でございます。これから大きな課題もあるかとは思いますが、こういった方向性でご審議いただく形だと思います。

他にいかがでしょうか。

横尾委員

2点ほど。

まず、用途地域と特別用途地区についてですが、どちらが上・下かわかりませんが、例えば、特別用途地区で用途的なものや、面積、収容人数を指定するのは分かるのですが、高さやに日影、道路斜線といったものは用途地域でやるのか、それとも特別用途地区として緩和されてしまうのか。

それと、交通について、西川田駅から陸上競技場に直接道路が1本引いております。これだと問題ないのだと思うのですが、この競馬場行くときは、どういった動線になるのか、そうでなければ、いろいろな近隣の住宅地をぞろぞろ行ってしまうのか、そのあたりをどう考えているのか2点ほど質問させて下さい。

平出幹事

1点目についてですけれども、今回、特別用途地区の条例につきましては、あくまでも観覧場などの用途を緩和するものですから、高さ・建ぺい率・容積率については、第1種住居地域、準住居地域の基準となります。

県 GSZ 整備室
駒場係長

2点目の動線についてですけれども、西川田駅からの動線につきましては、今ご指摘いただきましたように、総合運動公園に向けて抜ける道路が1本ございます。新たに元競馬場の方に新スタジアムが建設されるわけですが、この動線につきましては、これらの県道をメインと致しまして、こちらから回ってもらいまして、元競馬場の方に行くように考えているところです。今、設計をしているところですが、なるべく公園の方に賑わいを持たせまして、こちらに誘導するよう、工夫をしていきたいと考えています。

(答申の確認)
森本議長

そのほかにご意見いかがでしょうか。

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮り致します。

議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」と

議案第2号「宇都宮都市計画特別用途地区の変更」について、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」として、答申することと致します。

森本議長

続きまして、議案第3号「宇都宮市景観計画の変更」について事務局より説明をお願い致します。

(議案第3号
の説明)
飯塚幹事

それでは、ご説明します。

右上に議案3号と書かれた資料をご覧下さい。

それでは、議案第3号「宇都宮市景観計画の変更」について、ご説明致します。

まず、今回の付議の理由ですが、景観法第9条第8項において準用する同条第2項により、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされております。

今回の議案となる、議案第3号は、景観形成重点地区に指定済である雀宮駅周辺地区の内容について、主に「雀宮停車場線」の沿線区域を拡張するという変更になります。

ここで、議案の説明に入る前に、景観形成重点地区の制度の仕組みについて、あらかじめ簡単に説明させていただきます。

A4版の縦1枚の参考資料1、「景観形成重点地区の規制の仕組み」をご覧下さい。

「1 概要」であります。景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を、「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やデザイン、色彩、緑化などのルールを定め、重点的に景観づくりを進める制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、宇都宮市は、市全域が景観計画の区域となっております。その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組を進めているところであります。こちらの第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行し、その後、平成24年7月に「白沢地区」、平成25年1月に「大通り地区」、平成26年7月に「雀宮駅周辺地区」で施行しております。

また、住民の発意により「地域住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し、地域の景観づくりを支援しているところであります。こちらは、旧上河内町の「中里原地区」を指定し、平成22年1月から施行しております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、下の段の「3 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧下さい。

1点目の特徴は届出の規模についてですが、一般の区域では高さ10mを越えるもの等、比較的大きな建物などが届出対象となっておりますが、今回のように景観形成重点地区への指定がなされますと、すべての建築物等が届出の対象となり、きめ細やかな景観形成が図れるようになります。

2点目の特徴は届出・審査の流れについてですが、不適合だった場合については、景観審議会に意見を伺い、変更命令等を行うことができます。また、変更命令等に従わない場合については、罰則を適用することができるなど、景観形成のルールの担保性が高まることにより、良好な景観を保持することができる、というものであります。

3点目の特徴についてですが、景観計画に適合し、且つ、統一的なコンセプトに基づく工事に対して助成する制度がございます。

以上で、参考資料1の「景観形成重点地区の制度の仕組み」についての説明を終わります。

また、参考として、本日の議題のひとつであります雀宮停車場線沿線の現況写真を印刷したA4カラーの参考資料2も準備しておりますので、ご覧いただければと思います。上の2つの写真は、駅から西側の拡張中の道路の状況です。下の写真は、国道4号から駅方向を写したものです。

もうひとつ参考としまして、駅東西口の現況写真を印刷したA3カラーの参考資料3も準備しておりますので、併せてご覧いただければと思います。上段は、駅西口の現況写真でありまして、左が、駅舎から見た広場とその周辺の状況で、右が雀宮駅舎になります。下段は、駅東口の現況写真でありまして、左が、駅前広場から見た景色で、東向き・南向き・北向きの3つについて、右が、南図書館と宇都宮工

業高校になります。

では、議案の説明に入らせて頂きます。

A4版、縦の資料、議案第3号「宇都宮市景観計画の変更について」をご覧ください。

この、議案第3号の「宇都宮市景観計画の変更について」であります。既に景観形成重点地区に指定済である雀宮駅周辺地区の内容について変更するものであり、景観計画の56ページから60ページの内容が変更となりますので、まず、議案第3号の56ページをご覧ください。

「4 雀宮駅周辺地区」でございますが、(1)では、位置及び区域を記載しております。「雀宮町」、「雀の宮1丁目」と「雀の宮3丁目」の各一部でありまして、下の図に示す区域となっております。中央が JR 雀宮駅になりまして、昨年度にご審議いただき指定が済んでおります、駅西口ゾーン、駅東口ゾーンがありまして、今回、追加となる停車場線ゾーン、面積が約2ha であり、合計面積が約18haに変更となります。

右側の57ページをご覧ください。「(2)景観形成の方針」、「(3)建築物等に関する行為の制限」等が記載してあります。

こちらの内容につきましては、専門的なものになりますので、説明資料3の方で、分かり易く説明させていただきます。

それでは、右上に説明資料3と書かれている、カラー刷り A3版の「宇都宮市景観計画の変更について」をご覧ください。

まず、「1 変更の理由」でございますが、本地区は、本市南部の玄関口であることから、誇れる景観としていくため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みを進めており、駅東口ゾーン・駅西口ゾーンについては平成26年3月に先行指定したところであり、道路拡幅事業の内容が確定した停車場線ゾーンについても、雀宮駅周辺地区の一体的な景観形成を図るため追加指定するものであります。

「2 策定経過」でございますが、地元に対しては、平成23年7、8月に景観づくりについての自治会説明会を行い、11月にはアンケート

調査を行っております。

平成24年7月からは、雀宮停車場線沿線の権利者の皆様も含む、雀宮駅周辺の皆様の意識醸成を図るため、景観に関する啓発紙の配布を行いました。

その後、平成26年の1月に第1回目の停車場線ゾーンの権利者の皆様に対する説明会を行い、これまで合計3回の説明会を開催しました。説明会に参加されなかった権利者の皆様に対しましても、説明会と同じ資料と併せて意向確認の書類をお送りし、意見を頂いてまいりました。

平成26年3月には駅東口ゾーン・駅西口ゾーンを先行指定し、7月より施行となっております。9月からは、駅東口ゾーン・駅西口ゾーンの権利者の皆様に対しまして、再度、「建築物に大谷石を使用するよう努める」という基準を追加変更することに関しての意向を個別訪問により確認し、了承が得られたため、地区全体として基準案に盛り込んだところです。

その後、11月に宇都宮市景観審議会において、素案について審議いただき、12月には、素案の縦覧を市民全体に対して行い、公聴会なども行ったところですが、特に意見書などの提出が無かったことから、本日、案として当審議会にお諮りする運びとなったところでございます。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1)景観形成重点地区の区域」であります。図に示した区域としており、雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部にあたります。

先行指定をした駅東口ゾーン・駅西口ゾーンは、駅前広場から見える範囲を基本とした中で、駅前広場とそれに面している宅地であり、今回、区域に変更はございません。

今回追加となる停車場線ゾーンは、栃木県さんにより雀宮停車場線の道路拡幅事業が進められており、現在、用地買収、家屋の移転や道路工事が行われております。区域は、その道路から見える範囲を基本とした中で、道路とそれに面している宅地であります。雀宮駅周辺地区全体の面積としては約18haに変更となります。

次に、右側に移りまして、「(2)景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、まず、景観形成の目標として、「南部地域の拠点として

安らぎと賑わいが調和した景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の方針ですが、共通方針といたしまして「南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成」、ゾーン別方針については、駅東口ゾーンは「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」、駅西口ゾーンは「多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成」、今回追加となる停車場線ゾーンでは「多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成」をそれぞれ掲げております。

続きまして、「(3)良好な景観のための行為の制限」となります。

「①届出対象行為」ですが、右下の表のとおり、「建築確認が必要なものすべての建築物、工作物」の、新築や増築、改築もしくは移転、外観の変更などを対象としております。

経過措置に関してですが、景観形成重点地区指定の時点で、既に建設されている建築物・工作物については、建替えや塗装替えなど、次の更新時に届出対象となり、その時点から「景観形成基準」が適用になります。また、屋外広告物に関しては、屋外広告物条例に基づく許可を受けて掲出されているものについては、地区指定日から3年間は、引き続き掲出しておくことができます。

次に、2ページ目、裏側のページをお開き下さい。

「②行為の制限」についてですが、こちらが景観形成基準となります。

表1の「建築物の行為の制限」をご覧ください。

雀宮駅周辺地区については、「停車場線ゾーン」、「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」に分けておりますので、各ゾーンにおいて、景観形成基準を作成しているところであります。

まず、指定済である駅西口ゾーン・駅東口ゾーンの基準変更となる部分についてですが、アンダーラインが引いてある箇所ではありますが、建築物の形態意匠のうち「その他の意匠」について、「建築物の一部に大谷石を使用するよう努める」を追加しております。先行で指定をした際には、一部ご了承が得られなかったため、基準化することができませんでしたが、今回、改めて大谷石を基準化することについて停車場線と合わせてもう一度、意向確認を行ったところ合意を得ることができましたので、それを追加したいと考えております。

続いて、今回追加となる停車場線ゾーンについてですが、色彩基

準につきましては、高明度・低彩度の色彩を基調色としており、強調色については中彩度以下に抑えた色彩を4分の1以内に使用するよう基準として盛り込んでおります。具体的には、右側の別表1のとおりとなっております。基調色の屋根は青色の枠、基調色の外壁は赤色の枠、強調色の外壁はオレンジ色の枠になります。

また、このように、使用することができる色彩をある程度限定することで、色彩の調和を図り、連続性のある良好な街並みを形成していくことができるものでございます。

色彩につきましては、地域特性が同じであることから、駅西口ゾーンと同基準となっております。

次に、その他の意匠についてですが、駅西口ゾーン・駅東口ゾーンと同様に、「建築物の一部に大谷石を使用するよう努める」という基準を盛り込んでおります。

次に、形態についてですけれども、店舗やサービス施設における開放的な造りを推奨してありまして、快適な空間を形成していこうと考えております。

次に、室外機等の設備機器についてですが、「道路から直接見えない位置に設置する」という基準を盛り込んでおります。

他に、照明については夜間景観に配慮する内容、その他では、窓ガラス内側からの広告物の掲出を抑制する内容、また、緑化を推進する内容を基準に盛り込んでおります。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして、説明資料3の3ページをお開き下さい。

3ページの左側の「4 屋外広告物に関する行為の制限」であります。屋外広告物の基準につきましても、「停車場線ゾーン」、「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」に分けて作成しております。基本的には、派手で巨大な広告物の掲出を制限するような基準となっております。尚、駅西口ゾーン・駅東口ゾーンに関しては、基準に変更はございません。

それでは、停車場線ゾーンに関する内容についてであります。まず、共通基準についてご説明いたします。

始めに、意匠のうち色彩の基準につきましては、地色に高彩度色、いわゆる原色の使用を禁止するものとなっております。具体的な色彩の範囲につきましては右側の別表3に示した範囲となります。ただし、原色

の使用を一切禁止しているのではなく、地色・背景の色の1/3につきましては、使用できるものとしており、こちらはデザインなどで、多少の原色でしたら使用することができるものにしたいて考えております。

共通基準の2つ目ですけれども、総表示面積については、1敷地では20㎡以内としております。

続いて、種別についてですが、自家用広告物のみとしており、原則、自家用以外の広告物を掲出することはできない基準となっております。

当地区につきましては、宇都宮市南部地域の玄関口であることから、広告物の乱立を防ぎ、拠点にふさわしい景観を形成するため、自家用外広告物を禁止しております。

ただし、すべての自家用外広告物の掲出が禁止されているのではなく、縦50cm、横1m以下などの一定の基準を守ることで、掲出することができる広告物もございます。

その他ですが、照明につきましては、派手な電飾や点滅照明、映像装置の使用を禁止しております。

次に、広告物の種類別基準についてでございますが、まず、屋上広告物の設置を禁止しております。

独立広告物につきましては、1面当たりの表示面積を10㎡以内としております。

次に、壁面広告物ですが、表示面積の合計を10㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下としております。

また、突出広告物、いわゆる袖看板につきましては、突き出し幅は1m以下、表示面積は1面あたり1.5㎡以下で1基あたり3㎡以下、設置位置は軒高さ以下としております。

3ページの右側には色彩誘導のイメージ、屋外広告物の掲出イメージなどをイラストにしていますので参考にいただければと思います。このような基準を作ることや、広告物のデザインを工夫することでおもてなしの景観を創出してほしいと考えております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

最後に、3ページ目の右下「5 今後のスケジュール」ですが、この都市計画審議会後に、景観審議会におきまして、景観計画の変更について諮問させていただき、2月の告示により景観計画の変更及び屋外広告物条例施行規則の改正を行い、4月からの施行を予定し

飯塚幹事

ているところであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議をよろしくお願い致します。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

郷間委員

2つお聞きしたいのですが、1つは計画基準についての説明資料3の内容についてですが、前回の駅西口ゾーン、駅東口ゾーンのときも説明いただいたので、内容は把握しているつもりですけども、今までは、ほとんどが公有地にちかいところでしたが、今回は私有地が多くを占めるので、1つ確認したいのですが、広告物の行為の制限の中に照明の件について、「その他」に照明広告物の派手な電飾等を控え、点滅照明を避けるようにとありますが、企業・一般家庭で夜を彩る目的でイルミネーションをすることに私は賛成なので、自前で夜のまちなみ景観の演出に力を入れることはいいと思います。センスはいるので、基準設定など何らかの工夫は必要になりますが、「派手な電飾」といったざっくりとした基準や、イルミネーション自体点滅するものなので、どうなのかなと思いお聞きします。

飯塚幹事

今回定める基準については、あくまで広告物によるものなので、お店の名前とかいったものに電飾をすることについて規制するものです。そのため、通常のイルミネーションは広告ではないので、規制されないため、そういったものは自由にやっていただいて大丈夫だと考えています。

郷間委員

分かりました。

資料をいただいたときも説明してもらっていて、戻ってからいろいろ調べて考えて、今回やむをえないにしても、今後このやり方はどうなのかと疑問の大きいもう1つの質問をしたいのですが、停車場線ゾーンの形のことについて、北側に凹んだエリアがあり、南側にも同じように小さいけれども、意味があるような凹みがある形状ですが、これに関して、土地の形状や目に見える範囲を考えて、区域を決めたことだと思いますけども、大きく出っ張った土地は本来であれば、一宅地全ては区域に必要ないと説明を頂いたのですが、ゾーンという考え方は、私

郷間委員

達市民として規制をかける考えとしては、1つのエリアを帯として考える部分がゾーンだと思われますので、これを設定する場合については、建物の景観には裏側にも外観が存在しているので、これでは裏側では何をやってもいいことになります。今は大丈夫でも、民有地ですから、ここは用途地域も同じでしょうから、民地は常に変化していくわけで、駅の近くの土地ですから大規模なものを建てたい人もいるでしょうし、いつ形状が変わるか分からないことを考えれば、通常、ゾーンの設定は、道路・河川とかで区域を多めに取っても、規制はまちの景観上良くなるものなので、私は市民理解・企業理解が得られると思います。細い道路がないわけではないので、区域の形状が帯状になるようにすべきだと思います。その根拠を調べたのですが、昭和39年に宇都宮市は住居表示に関する法律を取り入れて、住居表示がスタートしたわけですが、道路方式を採用せずに、街区方式を採用したわけですが、ここはあくまで、停車場線があるので、そこから見た両側を規制したいということは、道路方式の考え方だと思うのですが、宇都宮市は区域として住所を設定する街区方式を設定する考え方なら、道路・河川、何らかが生活空間にラインが引かれたところで何丁目か決めるという定義があることを考えれば、ゾーンの設定は多少大きくなっても、恒久的なラインとした方がいいと思いますが、4月に決めるので、今から区域を変えるのは難しいと思いますが、今後の考え方については、私としては強く要望したいところです。見解を教えてください。皆さんが気付いたかどうか分かりませんが、私はどうしても気になったので合わせてお願いいたします。

飯塚幹事

ご意見ありがとうございます。

たしかに区域は広いほどいいとは思いますが、駅西口ゾーンのときもそうだったのですが、やはりまず、広場に面している、道路に面しているところで区域を設定しまして、今回の区域の同意がとれるか全然分からない状態でやっとここまでできていますことから、やはり規制がかなり厳しいということもございまして、幅10m~20mがありまして、その幅でまず進めていき、景観形成に取り組んでいき、今後の動向をみて、次の段階に考えていきたいと思っております。

郷間委員

私は今からゾーンの区域の変更をするという無理な注文はしませんけれども、やはり今の説明だけだと、北には細い道路もありますし、恒

郷間委員

久的なラインで決めておけば、道路が変わるとするのは、余程のことがなければありませんし、小さな水路または赤道とか国有地とかで最小限そういう切れるラインでゾーンを決めたほうがいいと思います。理解を得る戸数が増えて、市は大変かと思いますが、今後のゾーンの考え方にはぜひそういう考えを取入れて頂きたいという要望をさせていただきます。

森岡委員

そういう考えもあるとは思いますが、実際現地の南側には道路などの公共施設が無いですね。そういう中では、やはり考え方として道路から一宅地でとりましょうとしないと、住民には理解が難しいと思います。北側には道路がありますが、北側と南側の整合性を住民に説明するのは難しいので、同じ考えとするのはなかなか難しいと私は思います。ケースバイケースで考えていく方がいいと思います。こういったものは、なるべく住民に賛同が得られる努力をしなければいけないと思います。意見として言わせてもらいます。

郷間委員

南側ならその考え方も分かります。確かに南側に道路は無いのですが、なるべく道路等で切った方がいいという意見です。わざわざ公図上の理由で凹ませなくても、市民に凹んでいることで誤解をされないように、まっすぐに区域を設定したほうがいいのではということです。絶対主義ではなく、やむをえなければ、こういうとり方もあるのではという意見です。

森本議長

理想の話と現実的な実務上の話、なかなか悩ましいところですが、実態を見ながら、できる限り理想に近づけていくことが都市計画なのかもしれませんが、事務局の意見も勘案して、今後の方向性にご意見いただいたということによろしいかなと思います。

その他にいかがでしょうか。

岡田委員

雀宮景観形成重点地区の目標と方針については、今回停車場線ゾーンができたということで、国道からの誘導線から全てがきれいになるということで、とても喜ばしいことだと思います。国道から駅に向かって入ったときに、まちのまちなみを見て雀の宮がどういうところかというイメージ付けが一番有効な方法なのかなと思うのです。やはり、近隣の方には協力いただきたいと思います。

岡田委員

建物に関しては色彩が決められたので、これに合わせてとり入れて頂けると思うのですが、雀の宮地区の屋外広告物の基準は、宇都宮駅西口地区・東口地区と同じような気がするのですが、雀の宮地区に合わせて配慮していただきたいと思います。

また、屋外広告物条例にも絡んでいろいろとあると思うのですが、屋外広告物の色彩基準における一番明るい色を使うと、十分明るくなってしまうこともありますので、資料にあるような色彩の誘導を下さるイメージはあるので、期待したいところなので、こういう誘導はどの程度まで、どのように進めていただけるのかを期待したいと思います。

あわせて、ぜひ重点形成を進めていただいて、国道から入る反対側にも影響が自然に及ぶようにしていただきたいと思います。

飯塚幹事

基準につきましては、宇都宮駅の東口とほぼ同じですけども、そこよりは少し厳しくなっております。

宇都宮駅西口に関しては、まだ景観形成重点地区に指定されていないものですから、今後も検討していきたいと思います。

中山書記

補足させていただきます。宇都宮市の看板の色彩については、概ね、市街化調整区域、住居系の地域、商業系・工業系の地域で3つに分けているところなのですが、雀宮地区につきましては、その中でも一番規制の厳しい一種の地域と同等のものであり、住居系・商業系と比べ、その色彩基準よりも厳しい基準となっております。また、イメージにあるような誘導は、許可申請の審査時にチェックしていきたいと考えております。

森本議長

ほかにご意見はございますか。

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮り致します。

議案第3号「宇都宮市景観計画の変更」について、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することと致します。

ありがとうございました。以上で本日の議事を終了致します。

森本議長

続きまして、「4. その他」ですが、事務局から報告等ございますか。

金田書記

はい、議長。事務局より2点、報告がございます。

一つ目は、「上河内地域における区域区分について」、その概要と現在の検討状況についての報告でございます。

二つ目は、現在作成を進めております「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンについて」、その概要と現在の検討状況についての報告でございます。

森本議長

わかりました。それでは、報告事項が2点あるということですので、一旦、休憩を入れたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、これから10分間の休憩に入りたいと思います。

15時5分より、「4. その他」の報告に入りますので、時刻になりましたら、自席へお戻り頂きますようお願い致します。

【10分間 休憩】

それでは、「4. その他」の報告をお願いします。

(「4. その他」として、「都市計画区域の見直し及び区域区分、線引き」について、これまでの経過を説明し各委員に意見を伺ったもの)
(幹事退席)

森本議長

- ・ 本市全体でコンパクトシティに取り組んでいる中で、より拠点を明示していくこととしている。
- ・ 国の都市再生特別措置法の中の都市機能誘導区域は、市街化区域の中に設定するということであり、市街化区域が設定されていれば、上河内の中に拠点を設定できるという話も後押しをして、ご理解いただいているのではないかと推測している。

(続いて「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」について、これまでの経過を説明し各委員に意見を伺ったもの)

森岡委員

- ・ 人口減少の対策として、若い人たちにどういった魅力ある宇都宮をつくるのか考える必要がある。そのために産業育成や雇用拡大、子育て支援についても手厚く検討してほしい。
- ・ このビジョンと都市計画サイドが十分に連携し、また国や県と連携を図りながら、あるいは市民のニーズを見ながら魅力ある宇都宮づくりを是非進めてほしいと思う。

今井委員

- ・ 既に地区市民センターなどを活用して学習活動を行っており、生涯学習という意味でビジョンの概念図にも各拠点に「学ぶ」という表現は入れておく必要があるのではないかと思う。
- ・ 居住誘導エリアの設定に伴い教育施設の再編が必要になってくるのではないかと思う。拠点への一極集中となれば、周辺の学校は成り立たなくなるため、児童生徒の適正配置について検討する必要があると感じる。

安藤委員

- ・ ネットワーク型コンパクトシティの流れは理解しているが、各拠点を充実すればするほど中心市街地が疲弊していくのではないかと疑問を感じている。核がきちんとしていないと宇都宮市としての魅力が出てこないと思うので、行政としても手厚く考えていかなければならないと思う。
- ・ 行政として、郊外に立地している様々な施設を今度は街の中に持ってくるなど、中心部に魅力があって人が集まることをしていかないといけないと思う。もちろんコンパクトシティを進め、それぞれの場所で完結することはいいことなので、両方うまくやる方法を検討してほしい。

森本議長

- ・ 高次公益性を備えたすべての都市機能を集積するのは都市拠点のみになることから、都市拠点と周辺の拠点との位置関係や相互関係、相互連携が今後課題になってくる。

森岡委員

- ・ 人口減少や都市の縮退については、マイナスのイメージもありなかなか書きづらい部分はあると思うが、縮退のイメージも市民に示す

森岡委員

必要があるのではないかと思います。上手に時間をかけて、検討していただきたいと思います。

横尾委員

- ・ これからの都市の姿として、環境にやさしい都市づくりが大きな柱としているので、評価手法として検討されているCO2排出量についても、部門毎に評価ができるように、手法を明示してほしい。
- ・ ビジョンで示されているネットワーク型コンパクトシティは都市形態などハード面のネットワークであるが、まちづくりの主体者をネットワーク化することも重要であり、市民、行政、自治会、NPOなど、いろいろな活動している組織や民間企業も含めて、まちづくりを行う人々の活動のネットワークをこのビジョンの中に明示的した方がいいと思う。

森本議長

- ・ 人口減少について、2050年までに日本の総人口が3100万人いなくなるという推計がされている。そうなったときに都市が持続できるのかということに対して、国の担当者は非常に危機感を持っており、まだ日本が元気な時に手を打たざるを得ない状況になっている。
- ・ 今回の都市再生特別措置法の改正といった国の動きについては、簡単に言うと市街地を全部維持できないということで、宇都宮市も同様であるが、国の方も市街化区域よりも、拠点となるエリアを小さく設定していこうという考えである。
- ・ コンパクトシティの実現に向け、居住誘導を行うためには魅力的な空間をつくって中心市街地に住みたいという人を増やす必要があり、拠点となるエリアは自治体で決めるが、そのエリアについては国の方で集中的に投資を行う検討を進めており、それがこのビジョンの先にある立地適正化計画である。これからは、こういった取り組みによって生まれ変わった都市だけが、生き残っていく時代が訪れるかもしれない。
- ・ 今後もこういう場でビジョンの議論を行い、皆さんから頂いた意見を参考に、より一層この方向性を具体的に出すよう取り組みを進めていけば、日本の中で一番宇都宮がコンパクトシティについて進んでいると言われるようになるのではないかと思います。

森本議長

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、事務局からの報告を終

森本議長

わかります。

その他、事務局より連絡事項等ございますか。

牧口書記

特にございません。

森本議長

それでは、これをもちまして「第59回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。